

議案第47号

備前市都市公園及び備前市体育施設の指定管理者の指定について

次のとおり備前市都市公園及び備前市体育施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

施設 の 名 称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
備前市総合運動公園 (体育館、多目的競技場、多目的 広場、温水プール)	一般財団法人備前市施設管理 公社	令和 5年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで
備前市伊部運動公園 (運動場、庭球場、多目的広場)		
備前市三石運動公園 (体育館、運動場、庭球場)		
備前市日生運動公園 (体育館、スポーツ広場、アーチ ェリー場)		
備前市浜山運動公園 (野球場、多目的広場、テニスコ ート、グラウンドゴルフ場)		
備前市日生武道場		
備前市吉永B&G海洋センター (体育館、武道場、グラウンド、 艇庫)		
備前市吉永テニスコート		

令和5年2月20日提出

備前市長 吉村 武司

議案第47号参考資料

1 指定管理者の概要

(1) 団体の名称、代表者及び所在

名 称 一般財団法人備前市施設管理公社

代表者 理事長 杉浦 俊太郎

所 在 備前市久々井747番地

(2) 団体の位置付け

一般財団法人

2 候補者の選定

(1) 選定方法

非公募

(2) 公募によらない理由

- ・ 一般財団法人備前市施設管理公社は、市の出捐により設立された一般財団法人であり、常に市と連携を図りながら関係諸事業の推進に積極的に取り組んでいる。
- ・ 市民の体力づくりと健康保持増進のために、市内の体育施設等の管理運営に長年にわたり取り組んでおり、指定管理者として指定することで、効率的な管理運営が図られるとともに、サービス向上が可能となるなどメリットは大きい。